

○議長（茅沼隆文）

日程第3、一般質問を行います。質問の順序は通告の順に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

御異議なしと認めます。よって、一般質問は通告順に行うことが決まりました。それでは、一般質問に入りますが、質問、答弁は簡潔にお願いいたします。それでは、4番、前田せつよ議員、どうぞ。

○4番（前田せつよ）

皆様こんにちは。4番議員、前田せつよでございます。

通告に従いまして、一般質問をいたします。

子どもとその家族が健康で暮らせる環境づくりを。

開成町では、第五次総合計画第3章に「健康を育み町民がいきいきと暮らせるまち」を掲げ推進をしております。その環境づくりのためには、教育と医療費の課題があると私は考えます。

がんは、日本人の2人に一人が罹る病気です。医療の進歩に伴い、治療が難しい病気から、長く付き合う病気へと変化している時代でございます。また、検診などによる早期発見は治療に有効であることも検証されております。

国は、昨年12月に成立した改正がん対策基本法で、学校や社会でのがん教育の推進を決定し、さらに、文部科学省は本年度から「がん教育」の全国展開に向けて、過去3年間にわたってモデル校でのがん教育の授業実施や外部講師登用のためのガイドラインを策定するなど体制づくりを進めてきております。

子どもへの「がん教育」は、本人はもちろん、保護者をはじめ家族へのがん検診の推進や健康づくりなどにつながります。また、生命、命の尊さを家庭でも見つめる機会になると考えます。

そこで次の項目について伺います。

①「がん教育」における開成町の具体的な方策は。

②がん検診率の向上に対する今後の目標及び具体的な展開は。

③小児医療費助成制度の適用範囲は現在6年生までですが、中学3年生までに拡大することは必須と考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

前田議員の質問にお答えします。

「がん教育」における本町の具体的な方策は、私からお答えしたいと思います。

平成28年12月に改正がん対策基本法が成立し、学校教育における「がん教育」の推進が位置付けられたところであります。

現行の学習指導要領においては、がん予防に特化して指導することにはなっておりませんが、小学校5、6年生では、体育、保健領域で、「病気の予防について理解できるようにする」という中で、また、中学校では、3年生の保健体育、保健分野において「健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする」というところが、「がん教育」に関して指導するようになっております。これらを取り扱う授業の中で、「喫煙、薬物乱用と健康」とあわせて、生活習慣の確立に向けた指導の一環として、がん教育を実施しています。

先生方には、県主催の教員を対象とした「がん教育指導者研修講座」を教員が順次受講させており、がんに対する正しい理解など、学校内で「がん教育」について共通理解を深め、授業に活かせるよう研修に努めております。

また、来年1月には開成南小学校の6年生を対象に、公益財団法人かながわ健康財団による「がん教育モデル事業」を実施する予定で調整を進めております。

この授業では、学齢期からがんに対する正しい理解と喫煙をはじめとするがんを予防する生活習慣について、学び、自らの健康管理を適切に行い、がん患者等への共感や、命の大切さへの理解を深めることを目的として実施されるものです。

今後、小学校では、平成32年度から、中学校では、平成33年度からの新学習指導要領への位置付けに沿って「がん教育」の推進を図っていきたいと考えております。

以後につきましては、町長から答弁させていただきます。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

それでは、二つ目の検診率の向上に対する今後の目標及び具体的な展開については、私のほうでお答えさせていただきます。

市町村におけるがん検診は、健康増進法に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの五つのがん検診を実施しており、開成町でも、この5種類のがん検診を実施しております。

現行の開成町健康増進計画において、がん検診の受診率については、平成23年の受診率を基準として、平成28年の目標を5種類、いずれも増加させることを目標としています。

受診率のその後の推移をみると、胃がんと肺がんはやや低下しており、大腸がん、子宮がん、乳がんは増加している状況であります。

県が発表している県内市町村の比較を見ると、開成町は乳がんを除き県内中位で推移しておりますが、乳がんについては、県内でも上位の受診率となっております。

大腸がん、子宮がん、乳がんの3種類のがん検診の受診率が上がっている理由として、5歳刻みの節目の方を対象にした無料クーポンの配布があります。また、乳がんと子宮がんについては、マスコミで大きく取り上げられたり、キャンペーンが行われていることも理由の一つと考えられます。

健康増進計画は今年度中に改定する予定ですが、がん検診の受診率についても具体的な目標を定め、受診率の向上を図っていきたいと考えております。

そのための取り組みとして、町民が自らの健康管理に対し、しっかり意識を持っていただくことが必要であることから、検診対象者をしっかり把握・管理するとともに、対象者への受診勧奨をきめ細かく行ってまいります。本年度からは新たに各がん検診の対象者全員に「がん検診受診券」を送付し、勧奨を行っているところがあります。

特に受診率が低い若年者や長期の未受診者への受診勧奨が課題であり、節目年齢での勧奨や機会を捉えた健康教育を行っていきたいと考えております。

次に三つめの小児医療費助成制度の適用範囲を中学3年生までに拡大することは必須と考えるが。についてお答えをいたします。

平成29年3月、定例会議では、小児医療費助成制度について、二人の議員の方から対象拡大を求める一般質問がされました。

さらに同会議では、平成29年度予算特別委員会報告においても、通院分の助成対象拡大に向けた検討を進められたい、という意見が出されておりました。

この経緯を真摯に受け止め、助成対象の拡大について検討を進めた結果、より一層、子育て世代の定住促進を進めていく観点から、通院助成の対象を現行の小学生から中学3年生まで拡大することといたしました。

実施時期は、条例改正、住民への周知、医療証の発行などの期間を緩和することに加え、業務を管理する電算システムが平成30年7月に新しいものに切り替わることを踏まえながら、平成30年度のできるだけ早い時期から実現できるよう、必要な準備を進めてまいりたいと考えております。

これまで、開成町では子育て世代の定住促進を図るため、開成南小学校の新設、開成小学校の大規模改修、駅前子育て支援センターの開設など、子育て環境の整備を中心に様々な子育て支援の取り組みを重点的に進めてきました。

さらに、昨年度は新たな民間保育所の設置を支援したことにより、平成29年度には待機児童ゼロの大きな課題を解消いたしました。

加えて現在は、開成幼稚園の大規模改修にも取り組んでいるところであります。

このように、着実にまちづくりの成果を上げておりますが、さらなる子育て世代の定住促進のためには、引き続き子育て環境を充実させていくことが、必要不可欠と考え、小児医療費助成対象の拡大を判断するに至ったものであります。

しかしながら、現在、助成対象の拡大が自治体間競争のようになっていることは好ましいことではなく、住民が国内のどこに住んでいても、同じようにサービスが享受できるよう、全国統一基準であるべきという考え方は堅持しながら、引き続き国や県に対して要望は続けていきたいと考えております。

以上であります。よろしくお願いたします。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

一定の答弁をいただきましたので、そしてまた、再質問に入る前に、がん教育の件について、御尽力をされている東京女子医大の林がんセンター長のお話をここで若干時間をいただいて、一部、御紹介をさせていただきます。よろしくお願いたします。

この林がんセンター長は、各地の学校の授業に携わってこられている方でございます。国とのつながりが深い方ですが、この方の5月中旬でのお話でございましたが、がん教育の意義について、質問形式で御講演がなされたときに伺うには、「がんは日本人の二人に一人が生涯のうちに患う国民病である。その原因や予防、検診、治療法などの正しい知識を伝えるだけでなく、さらに命についても考えさせることができるのががん教育だと」、開口一番におっしゃっておられました。がん教育を通して、自分の命を大切にすることを学んだ子どもたちは、他人の命をも思いやり、いずれは国の将来をも考えられる人材になるだろうともおっしゃっておられました。

例えば、林がんセンター長が外部講師として授業を行っている都内の小学校では、がんって何という話からはじめ、早期発見と早期治療の重要性や受動喫煙を含めた生活習慣の危険性、リスクと同時に、がんにかかってしまった知人、友人、御家族の方々、そういう方々の体や心のつらさについても、一緒に考えるように授業展開をされているそうでございます。

その授業を受けた子どもたちからは、死ぬ、怖い、治らないというだけだったが、がんのイメージが変わった。がんを身近な病気だと捉えられたといった声が寄せられているということでした。

また、がん教育を受けた子どもが、家族の方に検診を受けてほしいと家に帰って伝えることによって、がん検診の受診率向上にしっかりと数値的にもつながったケースが認められたというようなお話でございました。

それでは、再質問をさせていただきます。先程、教育長の答弁の中で、がん教育のモデル事業を行う予定になったとの御答弁でした。大変に喜ばしいことであると思います。

そこで開成町では、平成30年1月にそのモデル事業が行われるということで、あと4カ月後のこととございます。現在、どのような調整が図られておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

お答えしたいと思います。

先程言われましたものにつきましては、答弁の中でもございましたけれども、公益財団法人神奈川健康財団の実施のもとに行われるものでございます。こちらから6月にその辺の打診がございまして、開成南小学校で来年1月に実施する予定となっております。それに向けましては、こちらの財団と調整を図りながら、先程、

議員がおっしゃいましたけれども、がん患者や家族に対する共感的な理解というところがございますので、そういうところを踏まえながら、実際のがんの教育モデル事業に取り組めるように、学校では体制を整えているところでございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

もう少し具体にお話を伺いたいと思うところでございます。

例えば、開成南小6年生が対象ということでございます。現在、それが何名であるのか。

また、先程御紹介した林教授のなさっている御講演は、ほかの中山先生でしたか、そういう方々が、その生徒だけではなくて、そこにPTAの関係の方を呼んだりという形で、対象範囲についても拡大を広げているような中で行われているそうでございます。教育委員会の立場として、財団からお話を受けるだけではなく、こちらからこういう形の対象をとという要望、それから、思い入れ等がありましたら、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

お答えします。

かつて喫煙をどうするかとかということについて、財団を利用しまして、開成小学校でもやったことがございます。

今、議員がおっしゃるように、こちら側として、6年生を対象にしたのは、先程答弁でもお話ししましたように、授業の保健体育の中で、8時間しかないのですけれども、その中の重点項目として、今回、モデル事業のがんについてのお話を聞く機会にしよう、できれば、やはり1回のことですので、学年対象3クラス一度にとすることも考えながら、統一的に子どもたちに指導していくことを考えながら、今、調整しているという段階でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

教育長から具体的に広がりのある形で人員確保、また、受講者をというお話がございましたので、その辺、期待をしたいと、また御苦労をおかけしますが、よろしくお願いをいたします。

その中で、その後の展開についての御答弁を先程、最初の答弁でいただきました。その後、どうするかということでは、平成32年度に小学校、これはちょうどモデル事業が行われて3年後になります。そして、4年後が平成33年度ということで、モデル事業を開始してから3年後に小学校、4年後に中学校ということで、私のイ

メージだと、若干年数の空きがあるのではないかなと感じます。

例えば、2年後とか、3年後とかという形で、モデル事業を行った後の精査、検証、いろいろな集約的なものもあろうかと存じますので、せめて、もう一年ずつ繰り上がった形で事業展開をしていただければと思いますが、いかがでしょう。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

すみません。ちょっと誤解を生んでしまって申しわけありません。平成32年度と平成33年度というのは、新しい学習指導要領が実施される年ですので、そのときには、授業時数が変わってくるのですね。新しい教科ができてきたりして、御存知のように、英語科が教科になって、70時間になってくるところがありますので、保健の領域が、果たして8時間含めるかどうか分からないわけですので、その辺を踏まえると、正式には、平成32年度と平成33年度から、正式なのは組んでいる。

しかし、平成30年度、来年度1月にやることについての今の学習指導要領に基づくがん教育については進めていくということです。ですから、今、前田議員が言われるように、これでモデル事業をやるから、平成30年度までやらないのではなくて、今の制度上、今の学習指導要領上でいける範囲内で平成31年まではやりまします。平成32年度からは、様々な具体的な実数の変化がありますので、そのときにはきちんと、このがん教育についても位置付けられるのではないかと、そういう見解でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

現在、このモデル事業が国からおりてきまして、3年間ということで、約300校がモデル事業の展開を全国でなされていると聞いておるところでございます。その開成町もその中に入っていったのだなということで、大変にすばらしいことだと思っています。

そして、先程教育長が授業時数云々と、様々先生方は今の授業展開をするのにかなり苦慮されていることは、もちろん存知上げているところでございます。本町よりも早くモデル事業を展開して、旧の学習指導要領の中でやられている学校等々も、かなり御苦労されているということは、私も情報でつかんでいるところでございます。

先程、がん教育に深くかかわっておられる林教授がおっしゃるには、「保健体育の一環として、生活習慣の改善に焦点を当てる学校もあれば、道徳教育として、命や心の問題にシフトして、そちらでやる学校もあると。一定の基準が必要だが、地域や学校の実情に応じた柔軟な姿勢が大切だ」ということを5月にお話しされました。そういう切り替えの時期であろうということで、ただ、せっかくのモデル事業に白羽の矢が立った我が開成町でございますので、深く広く勢いを持った形で

事業展開をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（茅沼隆文）

教育長。

○教育長（鳥海 均）

大変ありがとうございます。今、議員がおっしゃるように、過去には、学校長ががんを告知して、命ある限りということで、校長が授業をして、生命尊重という形の中らがんについての理解をするという報道もされたと思っています。

実は開成町の教員の中でも、現在がんの先生もおります。しかし、なかなかそこを告知しながら、自分のがんに対するものを授業の中で扱うというのは非常に困難なことであります。ですから、どうかしても、道徳教材にしても、担任のこういう方が、がんの中で悔やまれてこういう人生を送っているとかという教材化はできませんけれども、身近なことを教材にするということの難しさというのがありますので、その辺は考慮しながら、ぜひ新しい教科として、道徳も、これから新しい教科書が決まりまして、来年度から施行します。その中にもがんと闘うというものもありますので、ぜひ、その辺御理解していただきながら、確かに保健体育の中だけでなく、全領域の中で、やはり命を大切に教育というのは必要なんですけれども、あえて指導要領の中で、この領域の中で、このことを確実にこなすという形で説明を申しあげた次第でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

先程私、教育委員会との間の中でお話がありました文科省からおいております、外部教師を用いたがん教育ガイドラインというのが、今年の4月に出ておるわけですが、先程教育長がおっしゃるように、ここの議場の中でも、もしかしたら、現在、がんと闘っていらっしゃる方もいるかもしれない。また、身内ががんであるかもしれないという思いを秘めた形で業務についている方もいらっしゃるでしょう。そして、この外部講師を用いたがん教育ガイドラインの中でも、文部科学省が言うには、やはり子どもたちにとっても、小児がんの当事者とか、小児がんにかかったことのある児童・生徒がいる場合も配慮しなければいけないとか、様々配慮する事柄が網羅しているところでございます。私もしっかりこれは熟知しながら、開成町の教育委員会のがん教育が、本当にがんと闘っていらっしゃる方のお心に配慮しながら、生命尊重しながら、がん検診率が上がって、がんに対する理解度が深まる。そういうまちづくりの教育を構築されることを期待をいたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（茅沼隆文）

教育総務課長。

○教育総務課長（橋本健一郎）

一つ、お話しさせていただきます。

今、議員がおっしゃいます外部講師を活用したがん教育授業なんですけれども、今回、うちが来年の1月にやりますものにつきましては、先程言いました財団の方が行います初等教育におけるがん教育モデル事業ということで、外部講師を活用したものとは違うものを実施する予定でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

それでは、2項目めの質問をさせていただきます。

がん検診率の向上に対する今後の目標及び具体的な展開はというところでございます。

先程の町長答弁の中で、町民が自らの健康管理に対し、しっかり意識を持っていただくことが必要であるということが、取り組みの節目の軸の部分でお話があったところでございます。確かに日々、町民ががんに対してしっかり意識付けをして、健康管理をしているというのは大変大事だと思います。その中の一つに、セルフチェック、自分で自分の体をチェックするというような仕方があるわけですが、それが一つ、さっきの五つのがんの中の、乳がん検診の例を取りますと、セルフチェックは1カ月に一度が有効であると言われております。しかし、先日のかいせいのお知らせ版のところには、これはマンモグラフィーの関係もあろうかという形なんでしょうか。「2年に一度乳がん検診を」という太文字でタイトルコールがされていると。この辺でちょっととまどったよという御婦人の声をいただきましたので、この点どのように捉えて、乳がんのセルフチェックについて当たっていらっしゃるのか、御答弁をお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

前田議員の御質問にお答えいたします。

乳がん検診もそうですけれども、今、開成町で行っているがん検診につきましては、国の指針に基づいて、内容であったり、間隔であったりというのは国の出している指針に基づいて実施をさせていただいております。

現在、国の指針の中では、女性のがん検診については、2年に1回という感覚になってございますので、町が公費を投入して実施する乳がん検診、子宮がん検診については、国の基準どおり、2年に1回ということで実施をさせていただいております。

ただ、検診が2年に1回で良いのかというところを問われると、公費を投入してというところでは、2年に1回ということになるのですけれども、議員がおっしゃるように、公の検診を受けることと、あと自分で乳がんの自己触診ということで、月に1回、定期的に自分でチェックするというのは大事な部分だと捉えております。

現在、お知らせ版には、乳がん検診のPRということで、2年に1回の検診とい

うことでPRをさせていただきましたけれども、乳がんの自己触診につきましては、ほかの特定検診の場面であったり、あと若い方を対象にするあじさい健診であったり、あとあじさい講座の中にも、乳がんの自己触診をとということで項目を入れさせていただいておりますので、自己触診とあわせて検診も受けましょう、PRをしていきたいということで、両輪でやっていくことが必要だと捉えております。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

それでは、別のがんについても具体にお伺いをいたします。実は男性特有の前立腺がんが、我が国においては急速に増加傾向にあると言われております。高齢化ですとか、欧米化した食生活が要因とされておりまして、実は、南足柄市を含む1市5町を眺めますと、前立腺がんの検診に対して医療費助成をしているのが、1市5町のうち、1市3町が医療費助成をしている現状でございます。そのことに対しまして、町の所感を伺います。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

お答えします。

かなり全国的にも、前立腺がんのPSA検査という検査は、公費を投入して実施をしている市町村が増えているということは承知をしております。

先程もお話しさせていただきましたように、国は指針という形で、それぞれの科学的根拠に伴って、公費を投入して、効果があるものを指針の中に位置付けて、がん検診を実施するという方向性を出してございまして、その中に現在、前立腺がんの検査は入っていないというような状況になってございます。国が出している、その指針の中を見ますと、検査そのもの、PSA検査というものなのですけれども、がんに限らず、例えば、風邪をひいてしまったり、熱が出たりということで、その値が上昇してしまうという、かなりデリケートな検査であることと、あともう一つは、公費を投入して、町が実施するがん検診の位置付けとしては、早期発見をすることで、死亡率を減らすというところを主眼に、国もそれを指針で認めるかというところで決めております。今の現段階におきましては、前立腺がんの有効性に伴う評価という資料も、国が出しているものを読みますと、今現在は、科学的根拠に欠けて、推奨できるものとは言えないというようなニュアンスのことも書かれておりますので、その指針を踏まえた中で、今現在では、町で公費を投入して、前立腺がん検診を実施するということは、今のところは考えてございません。

ただ、今後、その指針についても、ガイドラインについても、今後見直されるということで、そういうふうに使われておりますので、また、改めて国の動向を注視しながら、町でも検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

がん検診を受けている方が、本当に近隣に比べて、うちの町はしっかりと検診率が上がっていくということは、本当に皆様の御努力と町民の理解があるんだなと考えるわけですが、がん検診を受けて、精密検査が必要だよといった方が見つけるところまでが、町の仕事ではなくて、その先、しっかり精密検査に行っていただくことが、本当に命を守る施策につながると考えます。

そこでお尋ねをいたします。がん検診によって、何らかの異常が見つかって、精密検査が必要になった町民への対応について伺います。個別に丁寧に御配慮の中、なされていると思いますが、その点、また、その精密検査を受けたか、受けないかというような結果把握はどのようにされているのか、お答えをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

それでは、お答えいたします。

委員がおっしゃったように、がん検診の目的から考えますと、死亡率の低下ということが第一に考えられますので、一時的ながん検診だけではなくて、その後の要精密検査ですね。これが重要であることは論を待たないところでございます。

町におきましては、がん検診において、要精検となった方に対しましては、後継者で、個々に電話、あるいは対面等でお知らせをしているわけですが、その後の状況について、追跡調査といたしまして、年末、あるいは年度末、2回ほど対象となる方に電話を入れて、精密検査を受けられたかどうか。確認を行ってございます。受けていない方に対しては説明をして、ぜひ受けてくださいという勧奨を行っているところでございます。

ちなみに精密検査の受診の状況でございますけれども、平成27年度の状況でお話をさせていただきますと、胃がんの精検の受診者が87.5%、次いで子宮がんが80.0%ということとなっております。一番低いのが胃がんリスクでございますが、こちらは45.3%でございますが、概ね5種類のがんにつきましては、70%以上精検受診されているということで、勧奨の効果があらわれているのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

追跡調査をどのようにやっているかの御答弁をいただいたわけですが、今後、目標値をどのくらい掲げて、しっかり最後まで異常が見つかった方に寄り添って、しっかりとかわっていく目標値、数値的なものはいかがお考えでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えいたします。

目標値というのは、今の精密検査の部分ということで解釈して、お答えをさせていただきますが、今申しあげましたように、精検受診者、これは必ず受けていただいて、その後の御自身の生活の向上に役立てていただくという意味では、これは当然100%を目指さなければいけないと思ってございますが、今年度につくります健康増進計画の中では、特に精検についての目標値というものを定めているわけではございませんけれども、気持ちといたしましては、100%を目指して勧奨していきたい、そのように考えているところでございます。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

例えばでございますが、私も町民の知り合いの方から、異常が見つかって、要精密検査なんだというお声をいただいて、やはりひとり暮らしだったりすると、大変心細かったり、また逆に自分は精密検査に行こうとは思っているんだけど、その一歩がというような、いろいろな家族構成とか、性格的なこともあろうような感じを受けますが、例えば、奥様がそういう形で要検査になった場合に、なかなか受診に行っているという情報が入ってこない場合に、御主人様に連絡するとか、そのような本人以外の方にアポをとられて、勧奨したという事例などはございますか。

○議長（茅沼隆文）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（田辺弘子）

お答えします。

要精検の方については、かなり通知をいただくだけで不安感とか、とても大きくなるというところも踏まえまして、原則的には、要精検になった方には、保健師が訪問をするということを基本に考えております。

一応御本人にお話をするというところを基本に考えておりますので、御家族がいられても、その御家族にお話しするということは原則的には考えておりません。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

かなり自分の主観の入った細かい形での質問をさせていただいたわけですが、あくまでも御本人にということで訪問も含めた形で、100%ということで、目標を掲げて進んでいかれるということで御答弁いただいたので、今後、御努力をお願いしたいなと思います。

先程、最初の答弁の中で、健康増進計画の改定に当たって、具体的な目標という

ものを掲げていきたいという答弁を、一番最初にいただいたわけですが、現行の健康増進計画の場合は、平成23年度は、例えば、胃がん検診は現状平成23年（平成22年）10.9%、目標の平成28年は増加という形で、全て特定検診の受診率、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、乳幼児検診、低出産体重児の発生率という形、全て数値目標を掲げた形の健康増進計画ではない現状があるわけですが、この点を特に改定をするというようなこともお考えに入っておられるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

保険健康課長。

○保険健康課長（亀井知之）

お答えさせていただきます。

まず、がん検診の受診率についてでございますが、この計算というのが、結構難しいといえますか。要はその辺の分母をどのように定義するかによって、変わってきてしまうと。市町村が行うがん検診の対象となるには、ほかの受診機会を持たない方ということになるわけで、いわゆる職域で受けられる方、あるいは人間ドックを受けられる方。全ての職域といたしましても、企業とか、そういう方が検診をやっているわけではないという、いろいろな条件があります。

また、町民の方のいろいろな就業状況とか、加入の保険、あるいは住民の属性も常に変動している状況がありまして、それでは、市町村でどれぐらいの方を対象にするのか、はっきりしないというのがまずあります。これは国でも問題にしております。原則的に考えれば、がん検診の対象の年齢者が、職場で機会があるものとか、あるいは人間ドックで個人的に受ける方、あるいは入院とか、療養中、妊娠中の方で、事実上無理だという方は除くというような条件があるわけですが、これを100%把握するというのは非常に難しいというか、現状では不可能だとなっています。

つい1、2日前ですけれども、国から、また、そういうような話が、通知で県を通じて来ましたが、一つは、町の国民健康保険の対象者数のうち、受診をされている方。これがまず一つというのがあります。

あともう一つは、厚生労働省が行っている報告ですけれども、国民生活基礎調査、これは毎年行っている調査ですが、これは抽出調査なんですね。あくまでもアンケート調査ですので、やったかやらないか、御本人の回答によってしまうというのがあります。極めて不安定ですので、この率をどれぐらい上げるかという数値目標を出すというのは、ちょっと難しいのかなと思っています。

では、なぜ現行の健康増進計画の中でパーセンテージが出ているのかというお話なんですけれども、これについては、町長の答弁でもございましたように、各県内の市町村を比較するような形で、県で一定の条件を付して、そして、受診率を比較するような、そういう表を出しています。これはインターネット上で公表されています。ですから、私どもはこれを基本にして、一応何%ですと出しているわけで、

これを単純に何%上げるとするのは、今の段階ではなかなか難しいのかなど。

昨年つくりました、データヘルス計画でも、何%上げるといような、そういう表現ではなくて、検診を受ける受診者数5%上げますよといような、そういう表現に今はさせていただいています。

もとに戻りまして、この次につくります計画の中では、なるべく数値目標をつくりたいと思っておりますけれども、それについては状況に応じて、ちょっと考えさせていただければと、そういうふうに考えます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

詳細にわたる答弁をいただきました。

健康増進計画がよりまたすばらしいものになるものと期待してお待ちをしたいと思えます。

それでは、3項目めの質問に移らせていただきます。小児医療費助成制度の適用範囲を現行の小学校6年から中学3年までに拡大することに対しては、先程町長から前向きな答弁をいただきました。先程、最初の答弁でございました、半年前の3月の定例会議で質問をする議員がいたということで、私もその一人でございまして、再三のこの件につきましては、町民の深い思いがございまして、何度もこの議題については質問をさせていただいた経緯がございます。

ここで先程の中で、平成30年度のできるだけ早い時期と表現があったわけでもございました。条例改正とか、システム改修とかといような諸々そういう時期とぶつかっているんだよというお話でございしますが、現時点で概ね何月頃という形で想定されるか、お伺いをいたします。

○議長（茅沼隆文）

子ども・子育て支援室長。

○子ども・子育て支援室長（中戸川進二）

お答えさせていただきます。

ただいまの御質問は、拡大後の実施時期が概ねどれくらいかということだったと思います。結論から申しまして、まだ、なかなか事業を特定するところまでには至っていないという状況でございます。条例を改正した後に、この後、医療機関などの調整、それから、助成拡大の周知、それから、対象者への申請案内、それから、申請の受付と審査、医療証の発行といったような一連の事務を行ってまいります。この期間には、一般的に6カ月程度を要するというのが一般的でございます。場合によっては、大きな市などで助成対象が多い場合には、1年以上かけているといったようなケースもあるようでございます。今後、助成内容の検討を進め、今年度中には条例改正案について御審議いただくよう、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

したがいまして、改正条例の適用につきましては、御審議いただいた条例が適用された後、概ね半年後ということで、一つの目安としては考えてございますが、先程、町長答弁があったようにちょうどその半年後ぐらいが平成30年度当初、7月という時期なのですが、電算システムの改正が予定されているといった形の中で、なるべくトラブルを避けながら、絶対誤りがあるとはいけませんので、そういったことを踏まえて、どういった形で、どの時期で、かつ無駄な経費が発生しないような形の中で適用されるには、いつが良いのかというのは、ちょっと今後考えてまいりたいと思っています。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

子どもの医療費の助成は、子育て世代の経済的負担を軽減することで、本当に必要な施策で、老若男女、長年にわたって町民が望んでいたことで、大変に町民が聞けば喜ばれることであろうと思います。

そこでこの施策を一步大きく踏み出し、決断をされました町長にこの思いと、それから、先程来、がん教育の件につきまして、教育委員会部局とやりとりをいたしました。この件も含めて、御答弁いただければと思います。

○議長（茅沼隆文）

町長。

○町長（府川裕一）

小児医療費の助成事業、中学生まで拡大していただく。先程答弁にもお話ししましたけれども、議会からも提案があった、そのようなことをしていただいたという中で、やはり開成町の人口が伸びて、今、元気だと言われておりますけれども、これがずっと永遠伸び続けるわけでもありませんので、できるだけ早く若い世代の人たちに移り住んでもらうよう、様々な施策はやっておりますけれども、その中の一つとして、ここを充実させることによって、さらにそれを加速していきたいなと思っております。

がんの子どもの教育に関して、先程がんの受診率が低い世代というのは、若年者ということも出ておりましたけれども、できるだけ子どもから通して保護者に言ってもらおうというのは、すごく効果があることだと思いますので、子どもから見て、お父さん、お母さんの健康を心配するというのは、すごく子ども教育の中で、その家庭の中で広げていただける、促進をしていただける。受診をしていただけると。促しをしていただく一つの施策としては、すごく大事なことだと思いますので、できるだけそれは町としても支援をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

前田議員。

○4番（前田せつよ）

今回の一般質問は、がん教育を含めまして、根源である命とどう向き合った町の施策展開をするかということで議論をさせていただいた思いでございます。がんに限らず、様々な自分自身、また御家族、また親しい友人等々、様々な命に向き合い、たたかっている方もおられるかと存じますが、そういう方に寄り添って、きちっと命を大切にする開成町の町行政でありますことをこれからも議員としてしっかりと施策展開に尽力をともにさせていただければと存じます。本日はまことにありがとうございました。